

平成29年度における公益法人等への会費支出の状況

	交付先法人名称	名目・趣旨	交付額 (単位:円)	支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付日等 (支出決定日)	支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
1	公益財団法人日本博物館協会	維持会費(団体、年会費) 近畿支部年会費	240,000	維持会費:当該法 人が算出した会費 の請求書に基づき 各施設がそれぞれ 支出 近畿支部年会費: 5,000	維持会費: 4/25、5/2、 5/25、5/30 近畿支部年会 費:8/25 (それぞれ該当 のものについて 本部及び5施設 から支出)	国立文化財機構は、中期目標で「国内外 の博物館活動への寄与」を掲げている。こ の目標達成の一手段として、維持会員とな り「全国博物館会議」を組織するとともに、 当該法人の行う諸事業に参画するための 会費を支払う必要がある。	公財	国所管